

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査
漁業経営体における販売先実態調査票

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

(1) 調査の対象

海面の水産物の生産・販売をする漁業者の方を調査の対象としています。

(2) 調査の対象となる期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の1年間を対象としています。

(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

(3) 記入上の注意

- 同封の「記入の仕方」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、~~消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。~~



パソコンからインターネットでの回答が可能です。

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答してください。

なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. はじめに

法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

2. 自ら漁業生産によって得られた水産物全体について 太枠の中をご記入ください。

(1) 自らの漁業生産によって得られた水産物の年間販売金額を記入してください。なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

101 年間販売金額

百億	十億	億	千万	百万	十万	万

万円

102 販売金額なし

1

「販売金額なし」の場合は、調査終了となります。ご協力ありがとうございました。

※消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

- 例〉・1万円単位の記入方法：販売金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）
・1万円に満たない場合の記入方法：販売金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

(2) 水産物について、それぞれの出荷先別の販売金額割合を記入してください。なお、決算資料等において、出荷先別に販売金額が分割されていない場合は、おおよその割合を記入してください。

出 荷 先		出 荷 先 の 説 明	販売金額割合		
201	産地卸売市場	漁業者や漁業協同組合から出荷される水産物の卸売のため、その水産物の陸揚地において開設している市場や荷さばき所へ直接出荷した場合			%
202	消費地卸売市場	荷さばき所を含めた産地卸売市場以外の中央卸売市場等の卸売市場へ直接出荷した場合			%
203	小 売 業	総合スーパー、食品スーパー、鮮魚商等に直接取引等で出荷した場合			%
204	食 品 製 造 業	食品製造業に直接出荷した場合			%
205	外 食 産 業	食堂・レストラン等の外食産業に直接出荷した場合			%
206	消費者に直接販売	自営の直売			%
207		その他の直売所			%
208		インターネット			%
209	そ の 他	食品以外の製造業、学校、商社など、上記以外へ直接出荷した場合			%
合 計			1	0	0 %

3. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
------	------

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。
返信用封筒には秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。